

社会福祉法人宇奈月福祉会役員等の費用弁償支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇奈月福祉会（以下「法人」という）の役員、評議員並びに委員会の委員（以下「役員等」という）の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が執務のため召集に応じ、若しくは役員会等に出席するため、又は職務の為に出張した場合において、別表第1の額をそれぞれ費用弁償として支給する。

(細則)

第3条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

(別表第1)

| 区 分 | 費用弁償（1回につき） |
|-------|-------------|
| 役 員 | 5,000円 |
| 評 議 員 | 5,000円 |
| 理事長執務 | 3,000円 |
| 外部委員 | 1,500円 |